

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領（平成 16 年 10 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本文) (略)	(本文) (略)
(別表) 別紙のとおり	(別表) 別紙のとおり
(別記様式) (略)	(別記様式) (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。